

伊東市政治倫理審査会会議録 (令和3年度第4回要点記録)		公開の 状況	公開 (非公開)
開催 日時	令和3年12月17日(金) 午前9時55分～午前10時25分	場所	市役所7階 特別会議室
出席者	委員(4人) 山本哲正、矢崎良夫、杉山はるみ、東端克博 事務局(4人) 企画部長、秘書課長、秘書課長補佐、秘書課長補佐		
欠席者	なし	傍聴者	なし
議事	(1) 伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書について (2) その他		

【 議 事 】

- (1) 伊豆メガソーラーパーク合同会社と交わした確約書について

別紙「会議の経過概要」のとおり審議を行った。

- (2) その他

上記議事において、審査結果報告書(案)が各委員により承認され、今回の会議をもって審議を終了することとしたため、市長への審査結果の報告時期及び報告書の公表方法等について協議した。

【会議の経過概要】

(事務局) ただいまから、伊東市政治倫理審査会を開会する。

山本会長からご挨拶をお願いします。

(山本会長) (挨拶)

(事務局) ここから、会議の進行については、山本会長をお願いします。

(山本会長) 早速議事に入る。

始めに、事務局から、本日の進行等について、説明をお願いします。

(事務局) (説明)

(山本会長) ただいまの事務局の説明について、質疑、意見等はあるか。

(全委員) (質疑、意見なし)

(山本会長) それでは、質疑、意見等がないようなので、事務局の説明のとおり審査を進めてまいりたいと思う。

次に、前回審査会での審議結果をもとに、事務局において作成した報告書案をお手元に配付しているのでご覧願う。報告書案について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) (説明)

(山本会長) ただいま説明のあったとおり、市長に提出する報告書として、まず冒頭に審査結果の概要を記載し、そのあと今回会議までの審査の経過、審査会において認定した事実、審査結果の根拠等の詳細、そして最後に審査会からの提言として付帯意見を記載することとしている。

報告書案の内容、文言等について、委員皆様の意見を伺う。

(A委員) 6ページの4番、審査会の判断については、客観的な事実に基づき我々が判断したとおりの記載がされているものと考える。

ただ、5番の表題のところ、「付帯意見」という言葉を使うとおまけみたいな感じがするが、まさにこの部分が、我々審査会が一番伝えたいところなので、会場の意思が明確に伝わるような文言に修正願いたい。

(山本会長) それでは、具体的にどのような表記がよろしいか。

(A委員) 例えば「審査会の意見」、「審査会からの意見」など、単純な表現でかまわないが、あくまで客観的な判断から離れ、会の主観を述べたということが伝わればよいと思う。

(事務局) ただいま条例を確認したところ、審査会の所掌事務について条例では「市長に意見を述べること」との表現を用いているので、提案のような表記にすることはできるものと考えます。

(山本会長) それでは、「審査会からの意見」という表記に修正するということがよろしいか。

(全 委 員) 異議なし。

(山本会長) それでは、そのように修正することとする。

(B 委 員) 10 ページの最後の部分であるが、主な意見として5点ほど挙げられている。

1 番目と2番目の意見については、外部化や外的という表現を含むものを挙げているが、今回の件に関しては、市長が単独で行ったということであり、再発防止のための意見であるので、これらは下位のほうに記載し、内部的な内容を上位に、外部的な内容のものを下位にということでの順序にしたいが、いかがか。

(事 務 局) この記載部分の順序については、委員から意見が出された順を基本に並べたものであるのですが、この順序についても、委員の皆様で決めていただければ、そのとおりに記載するものである。

(B 委 員) 原案の記載順序どおりに番号を振って、それを並び替えると、上から4番、5番、3番、1番、2番の順としたい。

(山本会長) この意見については、いかがか。

(各 委 員) 異議なし。

(山本会長) それでは、そのように修正することとする。

(山本会長) 他に意見がないようなので、報告書案について採決したいと思う。

この報告書案について、協議した結果に基づき一部修正したものを報告書として承認することに賛成の諸君の挙手を求める。

(挙手全員)

(山本会長) 挙手全員である。よってこの報告書案については、協議結果に基づき、一部修正し承認することとする。

(山本会長) 次に、その他についてである。

ただいま承認した報告書について、今後市長に提出し、外部に公表することとなるが、その方法について、協議したいと思う。

その前に、事務局においてこれまでの会議の発言等をまとめた「要点記録」原案を作成しており、その内容について、委員の皆様にはご確認いただいているところであるが、この要点記録についても報告書と同様に、公表するにあたり、内容について委員全員の承認を得ていることを明確にするため、改めてこの場で確認する。

まず、公表のしかたであるが、要点記録において個人が特定されるおそれのある表記、氏名等については、会議を非公開とした趣旨を損なうおそれがあるので、必要な加工をした上で公表したいと考えるが、いかがか。

(A 委 員) 例えばどのような表記とするのか。

(山本会長) 委員の氏名をA委員、B委員などに加工するということである。

(C 委 員) 今回の審査を通して、ここにいる委員の皆さんが外に漏れてまづいような発言など、多分一言もしていないし、それぞれの委員の信念に基づいて発言されてい

と思うので、仮にこれが特定されたとしても何らまずい発言をしていると私は一切思っていない。

皆さんから素晴らしい意見を出していただき、報告書も作られたと思うので、非公開という趣旨で伏せ文字にするということ自体は、別にそれは全く構わないが、おそらく見る人が見れば、誰がどの発言をしたかがわかると思うし、A委員、B委員というような形での表記で構わないと思う。

(山本会長) それでは個人を特定するものについては、加工するというところでよろしいか。

(各委員) 異議なし。

(山本会長) それでは、個人を特定する表記については、委員了承のもと加工するものとする。

また、要点記録原案については、内容に相違ないものとして、承認し、公表することにご異議ないか。

(各委員) 異議なし。

(山本会長) それでは、ご覧いただいた要点記録原案については、審議した内容に相違ないものとして承認し、これを公表することとする。

なお、今回の審査会の要点記録についても、確認が必要かと考えるが、作成後直ちに公表したいと考えるため、その確認については、私、会長に一任していただきたいと思うが、よろしいか。

(各委員) 異議なし。

(山本会長) それでは、今回の審査会の要点記録は、作成後、会長の責任において内容を確認し、公表することとする。

続いて、報告書の提出及び公表方法について協議する。

その方法等について事務局から説明する。

(事務局) (説明)

(山本会長) それでは、まず、市長への報告書の提出時期について、なるべく早く行うことが望ましいと考えるが、委員皆様の考えを伺いたい。

できれば、この場で日取りを決めたいと考えるが、委員皆様の都合はいかがか。

(各委員) (報告日程を協議)

(山本会長) それでは、協議の結果、12月21日(火)の13時30分から、私と杉山委員の2人で市長へ報告書を提出することとする。

また、公表方法についてであるが、報道への書面提供のほか、市ホームページへの掲載等、事務局の説明のとおりでよろしいかと思うが、いかがか。

(各委員) 異議なし。

(山本会長) それでは、事務局説明のとおり、報告、公表することとする。

それでは、最後となるが、本日の議事のほか、委員の皆様から何かお伝えしたいこと等はあるか。

(各 委 員) (なし)

(山本会長) 事務局から今後の予定等、何か説明はあるか。

(事 務 局) (審査結果報告書の提出日の確認)

(山本会長) これにて、本日の審査会を終了する。

以 上